

上越市創業支援利子補給補助金 交付申請等手続きの流れ

①創業塾の受講

【創業塾修了者枠のみ】
上越商工会議所が主催する「創業塾」を受講してください。例年、開催時期は9～11月頃となります。

②創業塾修了証書の準備

【創業塾修了者枠のみ】
上越商工会議所にて、創業塾修了証書又は受講証明書の発行を受けてください。

③金融機関への融資の相談

融資について、金融機関に相談してください。

④金融機関への融資申込み

申請書類を作成し、必要書類が揃っているかを確認の上、金融機関へ提出してください。

⑤市への補助金事前相談

申請書類を作成し、必要書類が揃っているかを確認の上、市産業政策課へ提出してください。

⑥申請書類審査

申請書受付後、市で書類審査を行います。また、必要に応じ、申請書類の記載内容等について申請者へ確認します。

⑦交付決定

書類審査後、申請内容が適切と認められる場合は、予算の範囲内で補助金の交付を決定します。

⑧融資の実行

金融機関から融資の実行*を受けてください。**補助金交付決定前に融資の実行を受けた場合は、補助の対象となりませんのでご注意ください。** ※借入金振り込まれることをいいます。

⑨実績報告

交付決定後、事業を実施して（融資を受けて）ください。交付決定前に実行した融資に係る利子支払額は補助対象外です。申請書記載した内容を変更する場合、変更承認申請が必要となる場合があります。

⑩実績報告審査

事業完了後1か月以内（最終は当該年度末まで）に、実績報告書類を市産業政策課へ提出してください。

⑪交付確定

実績報告書類の提出後、実施した事業内容が適正か、市で審査を行います。

⑫請求書の提出

実績報告書類の審査後、市が補助金の交付を確定します。実績報告に基づき、補助金を減額することもあります。

⑬補助金のお支払い

市から確定決定の連絡があり次第、補助金交付請求書（市所定様式）を作成し、市産業政策課へ提出してください。

市へ請求書の提出後2～3週間程度で、補助金額を金融機関口座へ振り込みます。